過去の監査指摘事例等

1 監査スケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
定例图	生杏				·				:
X=1743x	*** • · · · · · · · · · · · · · · · · ·			4					
		決算審査							
				⊟÷∡⊬÷≅	 動団体等	きを木			
			·	别蚁豚	201四个3	F.m. H.			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				行政監査				•
				,					
								L	監査

- ※住民監査請求に基づく監査は、都民からの請求に基づき、随時実施されます。
- ※監査委員が行うこれらの監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。

(今年度は産業労働局が包括外部監査の対象局になりました)

2 令和元年定例監査の流れ

事項	元年日程	備考		
事前収集資料提出	4月25日			
実 査	5月13日~29日	本庁5日 事業所5日		
事実確認	6月14日	3 案件 所管課長対応		
監査委員審議	7月10日	3人の識見選任委員 2人の議員選任委員		
監査委員からの講評	8月28日	局長及び所管部長対応		
議会報告	三定初日			

3 監查指摘事例

① 契約変更手続を適正に行うべきもの 【定例監査】

【令和元年定例監查 事実確認案件】

▲指摘の概要

農林水産部は、江戸東京野菜の実態把握を行うため、江戸東京野菜26品目についての 栄養分析を、委託契約を締結して行っている。

この委託契約では、分析に使用する試料は、部が指定する業者を通じて受託者が購入等により採取を行い、1品目ごとに分析結果を都に報告することとしている。ただし、受託者の責によらず分析品目の採取が不可能な場合は部と協議することとしている。

契約の履行状況を確認したところ、部は、受託者から、契約で指定する江戸東京野菜 <u>26品目のうち</u>、出荷がなかった<u>3品目について</u>、採取が不可能との協議を受け、この<u>分</u> 析を実施しないことを承諾している状況が見受けられた。

しかしながら、<u>分析品目数の減</u>は、<u>仕様変更に当たり</u>、<u>契約変更の手続が必要</u>となるにもかかわらず、部は、これをしておらず、適正でない。その結果、契約目途額から試算すると、約44万円(監査事務局試算)が過大支出となっている。

部は、委託に係る契約変更手続を適正に行われたい。

▲ポイント

本件が最終的に指摘となるかは分かりませんが、契約変更を適正にすべき、という件は毎年のように言われています。

本件の場合は、検体数の変更については、部は受託者と文書による協議をしています。 そもそも、このような協議も口頭で済ませている場合が監査では見受けられるので、協 議は文書で適切に行ってください。

次に、その変更が契約金額に影響するかどうかですが、それは契約書添付の内訳書等が 根拠になります。

内訳書は、その点も念頭に置き作成してください。

② 随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

財産の買入れに当たって、契約事務規則では、予定価格が160万円以下の場合には、 随意契約によることができるとされている。

ところで、北療育医療センターにおいて、契約状況を見たところ、表5のとおり、<u>同時</u> 期に<u>同類の物品を随意契約</u>とし、<u>見積者が重複</u>しているものが認められた。

これらの予定価格を合算すると160万円超となることから、<u>競争入札によって契約を</u>締結するべき案件であり、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。

センターは、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。

(表5) 随意契約の状況 (単位:円)

件名	予定価格	契約日	履行期限	見積者	契約者
アタラックス―Pカプセ ル 25mg P T P外 1 O 3 点の買入れ	1, 195, 290	H28. 4. 1	H28. 4. 7	A B C	Α
ボトックス2点の買入れ	1, 494, 730	H28. 4. 1	H28. 4. 7	A B C D	Α
計	2, 690, 020				

▲ポイント

契約をそれぞれ見ると予定価格は160万円以下なので、随意契約を行うことは、規則に則った事務で不適正ではありません。

しかし、<u>契約日・履行期限・見積者</u>が全く同じなので、入札を避けるために(合理的な理由がなく)契約を分割した(不適切)、と判断されたものと思います。

産業労働局でも、H30定例監査で「庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を 見直すべき」と、複数の随意契約案件をまとめることが可能で、そうしていないのは不適 切である、という指摘がありました。

③ 随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの 【定例監査】

【令和元年定例監查 事実確認案件】

▲指摘の概要

中央・城北職業能力開発センターは、表1の契約2件について、それぞれ予<u>定価格が</u>30万円未満であるとして、単数見積による随意契約により締結している。

契約事務規則では、「随意契約によろうとするときは、(中略) なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされている。また、財務局長通知では、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。(中略) 単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。

ところで、センターは同時期に締結した表1の2件の産業廃棄物に関する収集運搬及び 処分委託契約について、項番2は、<u>蛍光管</u>が、廃掃法施行規則で定義される<u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物に当たることから、項番1と別の契約にしたとしている。

しかしながら、水銀使用製品産業廃棄物を含む産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受けている事業者は複数おり、項番1と別の契約とした<u>合理的な理由とは言えず</u>、仕様内容を工夫し、まとめて1件の契約とすれば、予定価格が30万円以上となり、2人以上の者から見積書を徴することで競争性の確保が可能となる。

(表1)契約の状況 (単位:円)

項	件 名	契約	契約	履行	見積者	契約者
番		金額	締結日	期限		
1	産業廃棄物の収集運搬処 分委託	241, 920	Н31. 1. 21	Н31. 3. 31	三東運輸 株式会社 (単数見積)	三東運輸株式会社
2	蛍光管の収集運搬処分委 託	40, 824	Н31. 1. 21	Н31.3.31	三東運輸 株式会社 (単数見積)	三東運輸株式会社

▲ポイント

昨年度に続き今年度も、安易に(合理的な理由なく)契約を分割したとして、事実確認 に進みました。

今回は最終的に指摘には至りませんでしたが、このような視点で監査は見るのだという ことを意識し、適切な事務処理をお願いします。

④ 清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの 【定例監査】

【令和元年定例監查 事実確認案件】

▲指摘の概要

城東職業能力開発センターは、<u>庁舎内の清掃業務</u>について、足立区シルバー人材センターと請負<u>による委託契約</u>を締結している。

当該契約について見たところ、次の①及び②の点が見受けられた。

- ① 時間単価による単価契約となっており、センターは、作業者が清掃業務に従事した時間に応じて委託料を支払っている。
- ② 清掃に要する器具等の負担については、全てセンターの負担としている。

ところで、厚生労働省並びに公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会による「シルバー人材センターの適正就業ガイドラインでは、請負により業務を行う場合の主な判断 基準について、次に掲げる全ての項目を満たす必要があるとされている。

しかしながら、上記①及び②の点は、ガイドラインに掲げる項目を満たしておらず、<u>請</u> <u>負契約として適正でない</u>。

センターは、清掃業務委託について、適正な契約を締結されたい。

▲ポイント

請負により業務を行う場合、次の項目を満たす必要があります。

- ●請負った業務が発注者の指揮命令を受けずに独立して処理できるものであること。
- ●仕事の分担、段取りおよび緩急の調整などの管理を会員自らが行うものであること。
- ●発注者が会員の選定、配置および交替に関与したり、名簿や履歴書などの提出を義務付けしているものでないこと。
- ●会員が発注者から仕事の内容について詳細を聞かれることはあっても、発注者が会員に 作業処理の指示、就業時間の管理および残業などの指示をするものでないこと。
- ●請負契約の<u>契約金額</u>は、<u>人工計算(時間単価×人数)</u>でなく、<u>作業量で計算</u>するものであること。
- ●業務に必要な機械、設備、機材は、請負者の責任と負担で調達するものであること。

本件は、<u>請負と派遣が混在</u>しているような契約であったため、事実確認に呼ばれました。 派遣契約を行っている部所は多くないと思いますが、清掃委託等を行っている部所は請 負契約の中に、派遣の要素が入っていない確認してください。

⑤ 概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの 【財援監査】

▲指摘の概要

福祉保健局は、研究所と業務委託契約を締結しており、この委託料は概算払により支払われている。

概算払は、債務金額の未確定のものについて事前に支出するものであるため、必ず精算 を行うものである。

この契約の精算において、研究所は、契約金額の5%相当の額を諸経費として報告している。局は、本契約に係る諸経費の定義、使途などについては、文部科学省ほか7省が策定している、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」における間接経費の定義等を準用し、その計上を認めているとしている。

このことについて、次の問題点が認められた。

- ① 契約書においては、指針の準用についての記載がなく、費用負担について「本契約の履行に必要となる経費は、全て本契約の契約金額に含める。」とのみ表記しており、<u>諸経費の定義や使途等の基準に係る定めがない</u>。また、精算の際、<u>諸経費の使途の報告もない</u>。 従って、精算金額の妥当性が確認できないが、局はこれを承認している。
- ② 算出方法について見ると、契約時の<u>概算金額全体に5%</u>を乗じて算出している。 しかしながら、概算払による契約は確定額により精算するものであり、諸経費について も<u>直接経費の確定額を基に算出すべき</u>ところ、局は現行の諸経費の算出方法を認めている。 局は、概算払の契約における諸経費について、契約事に、完善、体注、算出方法などを

局は、概算払の契約における諸経費について、契約書に、定義、使途、算出方法などを 適切に定められたい。

▲ポイント

産業労働局でも監理団体や報告団体との委託契約は、概算払で支出している例が多いと 思います。

財援監査では、委託料や補助金の精算が適切か、を見られることが多いので契約書や協 定書、交付要綱に則った精算を行っているか、精算の根拠書類は整っているか等を確認す る必要があります。

また概算払は、最終的な金額が未確定の状態で支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、適切な管理が必要になります。

⑥ 廃棄物の処理を適正に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

西部住宅建設事務所は、都営野毛一丁目団地ほか1団地の埋蔵文化財の試掘調査を行う ため、契約を締結している。

本契約では、埋蔵文化財の試掘調査に当たり必要な範囲の樹木の伐採を行うこととし、その際の<u>発生材については現場存置とする計画</u>であった。しかし、現場における試掘調査の実施後に、団地自治会から発生材の<u>撤去を求める要望</u>を受け、<u>発生材51㎡の運搬・処分を行うこととなった</u>。このため、所は、本契約の契約変更を行い、試掘調査の<u>受託者に</u>、一般廃棄物である発生材の運搬及び処分を行わせている。

ところで、廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの 責任において適正に処理しなければならず(第3条)、一般廃棄物の運搬又は処分を委託す る場合は、一般廃棄物の運搬又は処分の許可を受けた業者に委託しなければならない(第 6条の2第6項)とされている。

しかしながら、所は、一般廃棄物運搬及び処分の許可を受けていない本契約の受託者に 廃棄物の運搬・処分を委託しており、適正でない。

所は、廃棄物の処理を適正に行われたい。

▲ポイント

廃棄物処理法や家電リサイクル法、フロン排出抑制法等にかかる適正処理については、指摘されやすい事項です。

本件の場合、事務所が直接廃棄物処理業者と契約する必要がありましたが、試掘調査 の受託者に委託した結果、試掘調査の受託者が産廃業者と契約してしまいました。

- 正) 事務所 ⇔ 廃棄物処理業者
- 誤) 事務所 ⇔ 調査受託会社 ⇔ 廃棄物処理業者 → 許可業者でない者に、廃棄物処理を委託している

⑦ 印刷物作成に係る単価の積算を適切に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

環境改善部は、フロン排出抑制法の施行(平成27年4月)に伴う「第一種特定製品の管理者点検マニュアル」について、表4のとおり3回の契約で作成している。

この経緯について見たところ、第1回目の印刷物を配布した後、意見等による修正を加えた第2回目を作成・配布した。さらに、当初想定外であった追加配布の要望に応じて、第3回目の印刷を行ったものであるが、単価の積算について以下のとおりであった。

- ① 第2回は、文章の修正以外は第1回とほぼ<u>同一の仕様</u>で作成したものであり、また <u>印刷部数も4倍以上</u>であることから、積算は、<u>第1回の予定単価より低い単価で設定</u> されるべきである。
- ② 第3回は、第2回と<u>同一印刷物</u>の作成であり、第2回契約と<u>同一業者</u>との随意契約(単数見積)であるにもかかわらず、<u>予定単価が2倍以上で設定</u>されていることは適切でない。

部は、印刷物作成に係る単価の積算を適切に行われたい。

(表4)「第一種特定製品の管理者点検マニュアル」の印刷に関する契約の状況(単位:円)

	契約年月日	印刷部数(部)	単価 (予定単価)	契約金額
第1回	H27. 4. 23	1, 200	154. 0 (160. 0)	199, 584
第2回	H27. 7. 30	5, 000	24. 8 (160. 0)	133, 920
第3回	H27. 12. 10	3, 000	52. 0 (<u>57. 2</u>)	168, 480

▲ポイント

- ①1回目と2回目で印刷部数が4倍以上なのに、同じ予定単価である。
- ②2回目と3回目は同一業者なのに、3回目の予定単価は<u>2回目の契約単価の倍以上</u>になっている。 という指摘ですが、
- ①予定単価は同じでも、契約単価は1/5以下ですし、②2回目と3回目の比較でも、予定 単価でみれば1/3くらいにはしているので、正直、厳しい指摘と思います。

ただ、このような視点での指摘もあるということを留意ください。

⑧ 工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

広尾病院は、「女子更衣室トイレ床シートほか修繕工事」契約(契約金額:173万16 0円、契約期間:平成26.8.22~平成26.9.19。以下「修繕工事」という。) により、地下2階女子更衣室トイレの床シートを張り替えている。

また、「女子更衣室トイレ便器ほか改修工事」契約(契約金額:216万円、契約期間: 平成26.10.10~平成26.11.5。以下「改修工事」という。)により、修繕工事と同じ箇所である地下2階女子更衣室トイレについて、便器の改修(和式から洋式への更新)を行っている。

ところで、この2件の契約について工事現場写真等の書類を確認したところ、修繕工事が完了した平成26年9月19日には便器の改修が終了しており、改修工事のうち女子更衣室トイレの便器の改修については、改修工事前の修繕工事の期間中に行われていたことが認められた。

しかしながら、改修工事の契約日は平成26年10月10日であり、契約締結前に受注者に改修工事を行わせたことは適正でない。

また、本件では、工程を踏まえれば一つの工事契約とすることも考えられ、その場合は 諸経費等の積算額が縮減できることになる。

病院は、工事契約に係る事務手続を適正に行うとともに、工事工程等を考慮して契約されたい。

▲ポイント

工事の契約前着手は、29工事監査(島しょ)で、産業労働局も指摘されています。 その時も工事記録写真から契約前着手が判明しました。

【修繕契約】	8/22		-	9/19		•	
						* .	
【改修工事】			, •	10/10	· 		 11/5
			完了	契約			

⑨ 印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

電車部は、都電荒川線の広報及び増収を図るため壁掛けタイプ及び卓上タイプの都電カレンダー(2015年版)(以下「壁掛けタイプ」及び「卓上タイプ」という。)を作製・販売することとし、Aと壁掛けタイプの印刷契約(契約金額:53万5,680円)及び卓上タイプの印刷契約(契約金額:49万6,584円)を締結している。

部は、壁掛けタイプ及び卓上タイプをそれぞれ2,000部ずつ、合計4,000部作製し、平成26年10月5日から都営地下鉄16駅等で販売した。

ところで、販売状況について見たところ、部は、販売開始後わずか5日で販売を中止し、 カレンダーの購入者に対して、壁掛けタイプについては交換、卓上タイプについては返金 のお知らせを行っていることが認められた。

これは、壁掛けタイプについては

- ① カレンダーの11月に31日が記載されていたこと、
- ② 三ノ輪」の「輪」が「輸」になっていた二つの誤りがあったこと、 また、卓上タイプについては
- ③「三ノ輪」の「輪」が「輸」になっていた誤りがあったことによるものである。

壁掛けタイプ及び卓上タイプのカレンダーが納品されるまでには、<u>部の責任校正で文字校正を2回、色校正を2回</u>行い、<u>受託業者の責任校正で曜日、日付等の校正</u>を行っているにもかかわらず、校正の際に誤りが是正されなかったことは、部及び受託業者の校正が適切でない。

また、<u>納品の際</u>には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを<u>検査</u>しているにもかかわらず、壁掛けタイプ及び卓上タイプのカレンダーの誤りが発見できず、検査を合格としていることは、印刷契約における<u>完了検査が適切でない</u>。

これらの結果、壁掛けタイプについては受託業者の責任校正による①の誤りがあったため、追加経費なしで2,000部を印刷し直して販売し完売できたものの、卓上タイプについては、誤りが部の責任校正による③の誤りだけであったため、受託業者による再度の印刷は行われず、販売中止となったことから、販売による広報及び増収(卓上タイプの売上見込み額120万円(完売したとして試算))の効果が達成されていないことは適切でない。 部は、印刷契約における校正及び検査を適切に行われたい。

▲ポイント

検査とは、契約の相手方の給付の完了を確認することで、契約の適正な履行を確保するためには、適正な検査が重要です。

本件は、仮に完了検査で誤りを発見できていたとしても、部の責任公正である文字の 誤りについては、受託者の責任を問えない可能性もあります。

しかし完了検査で誤りを見つけることが出来れば、印刷をし直すことはできたかもしれません。

⑩ 工事の積算を適正に行うべきもの 【定例監査】

▲指摘の概要

多摩ニュータウン市場は、市場内の路面補修工事(契約金額:79万8,000円、契約相手方:A)及び南門詰所前路面補修工事(契約金額:81万9,000円、契約相手方:A)に係る契約を締結している。

積算における単価は、局積算基準を見ると、<u>標準的な工事の単価</u>は、<u>局で定めた標準単</u>価を採用し、標準単価にない場合は、次のアからウの順位で採用することになっている。

- ア 建設資材定期刊行物
- イ 公表価格(カタログ価格)
- ウ 見積価格

ところで、積算に関して見たところ、いずれの工事についても、場内路面の不良箇所を 補修する単純な工事であることから、局で定めた標準単価を採用するべきであったにもか かわらず、市場は見積価格を基に積算している。

また、南門詰所前路面補修工事について、市場が誤って実測面積(58㎡)と相違する数字 (75㎡)を用いて設計したことにより、積算額が10万9,300円(監査事務局試算)過大なものとなっていた。

市場は、工事の積算を適正に行われたい。

▲ポイント

本件は2件とも契約金額が100万円未満なので工事監査の対象にはなりませんが、 定例監査でも積算方法について指摘されることはあります。